

一般国道121号 日光地区防災事業 自然環境保全対策検討会

規 約

(名 称)

第1条 組織の名称は、「一般国道121号 日光地区防災事業 自然環境保全対策検討会」(以下「検討会」という。)とする。

(目 的)

第2条 本検討会は、一般国道121号日光地区防災事業の円滑な事業推進を図るため、栃木県が実施する自然環境に関する調査や保全対策の検討について、必要な助言を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 本検討会は、次の事項について検討・助言を行うものとする。

1. 自然環境に関する調査の手法・評価に関すること。
2. 希少動植物種の保全対策、保全計画の策定に関すること。

(組織と運営)

第4条 本検討会の組織と運営は、次のとおりとする。

1. 本検討会の委員は、計画路線周辺に生息・生育する希少動植物種に詳しい学識経験者及び専門家により構成し、以下のとおりとする。
会 長 青木 章彦 (作新学院大学女子短期大学部 教授)
委 員 小金澤 正昭 (宇都宮大学 特任教授)
委 員 遠藤 孝一 (日本野鳥の会栃木県支部 副支部長)
委 員 林 光武 (栃木県立博物館 学芸部長兼自然課長)
2. 本検討会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができるものとする。
3. 本検討会の事務局は、検討会の運営及び議事録作成等の事務を行うものとし、以下のとおりとする。
栃木県日光土木事務所

(会議の公開)

第5条 本検討会は、希少動植物種の保護のため非公開とする。ただし、検討会の議事要旨は、原則として公開するものとする。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は検討会において定める。

付 則

この規約は、令和2(2020)年12月18日から施行する。